

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例 対応フローチャート

太陽光発電施設は※屋根設置などの手続対象外の事業ですか？
(※ソーラーカーポートも屋根設置となります。※通知の【参考2】も参照してください。)

はい

いいえ

以下のフォームより
手続対象外であることを報告してください。
今後、同様のお知らせは
送付しないようにいたします。



① (様式第15号) 既存太陽光発電施設設置届出書の提出が必要です。

いずれかの方法で、様式第15号を提出してください。

1 電子申請サービス

・以下のいずれかの電子申請サービスより、提出してください。

【直接入力型】



【様式添付型】
(PC推奨)



2 郵送

・本通知に同封されている様式に必要事項を記入の上、下記の宛先に郵送してください。
記

宛先：〒380-8570 (住所地番等 記入不要)
長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室再生可能エネルギー係

<作成上の注意・よくある質問>

・届出書記載欄「太陽光発電施設の設置の場所」に座標（緯度・経度）を記入いただければ、一切の添付書類は不要です。

(これ以外の場合には、位置図、事業区域図、配置図及び現況写真が必要です。)

・施設撤去予定日が未定の場合には、FIT売電期間の終了予定日を記載してください。

・維持管理計画書及び管理状況の公表方法については、以下を想定しています。各自で選択をして記入してください。(これ以外のものを妨げるものではありません。)

■ 閲覧希望者への提示 ■ 発電所への掲示 ■ 事業者様のホームページ等での公表

裏面に続きます →

② 維持管理計画書の作成と公表 が必要です。

1 維持管理計画書の作成

- ・ (参考様式) 維持管理計画書を参考にして、**維持管理計画書を作成**してください。
 - こちらは参考様式であるので、既にFIT制度や保安規定などで作成したものがあればそちらに代えることができます。
 - 定期点検等の期間は、自らで事業の規模などから定め、その点検状況が示せるようにしてください。 ※県への定期報告等はありません。

2 維持管理計画書の公表

- ・ 作成した**維持管理計画書は自らで公表**してください。 ※県への提出は不要です。具体的には以下の取組を想定しております。

公表方法	公表の確認方法
・ 閲覧希望者へ提示	・ 現地の標識に提示されている事業者（又は保守管理事業者）の連絡先に連絡があった場合に提示
・ 標識への提示	・ 現地で提示されている維持管理計画書を確認
・ インターネットによる公表	・ 公表されている事業者のサイトに接続して閲覧

③ 標識の掲示 が必要です。

- ・ 以下のようなFIT法と同様の標識の掲示が必要です。
 なお、**FIT法に基づく標識を既に掲示している場合には対応不要**です。

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	霞ヶ関発電所
	設備ID	D×××××××15
	設置場所	東京都千代田区霞が関△番地
再生可能エネルギー 発電事業者	出力	150.0 kW
	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
	住所	東京都千代田区霞が関○番地
	連絡先	××-××××-××××
保守点検責任者	氏名	霞ヶ関メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
	連絡先	××-××××-××××
運転開始年月日		(西暦)○○○○年X月○日

25cm以上

35cm以上

標識のイメージ
※FIT事業基本計画
ガイドラインより

少なくともどちらかを記載すること

必要に応じて修正すること

注意事項

- ・ 対象事業の場合には必ず対応をお願いします。
- ・ 今後、届出等の提出が無い場合には、さらなる文書による行政指導等を実施する場合があります。
- ・ この場合には、関係法令違反として経済産業省へ情報提供を実施します。